

## 上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株券の上場手数料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(5)の2 株式を対価とする公開買付けに際して発行する新株式に係る上場手数料は、当該公開買付けの決済の開始日の当取引所における最終価格(呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。)を1株当たりの発行価格とみなして計算する。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により上場会社が新たに発行した株券、新株予約権の権利行使により上場会社が新たに発行した株券又は取得条項付新株予約権の取得に伴い上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に支払うものとする。ただし、当該株券が外国株券である場合の上場手数料は、事業年度の初日から当該事業年度の末日までの間に上場されたものについて、当該事業年度の末日を含む月の翌月から起算して4か月目の月の末日(この日に支払うことが困難であると認められるときには当取引所がその都度定める日)に支払うものとする。</p> <p>(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成23年10月1日から施行する。</p>	<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株券の上場手数料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、</u>他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により上場会社が新たに発行した株券、新株予約権の権利行使により上場会社が新たに発行した株券又は取得条項付新株予約権の取得に伴い上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に支払うものとする。ただし、当該株券が外国株券である場合の上場手数料は、事業年度の初日から当該事業年度の末日までの間に上場されたものについて、当該事業年度の末日を含む月の翌月から起算して4か月目の月の末日(この日に支払うことが困難であると認められるときには当取引所がその都度定める日)に支払うものとする。</p> <p>(8) (略)</p>